

第 10 号 (通巻第 704 号)
制作・発行
大分県商工労働部労政福祉課

大丈夫ですか？ あなたの会社の **労働** 法令遵守

最近、法令の改正や新設、制度運用の改正などが多くなっていますが、あなたの会社は改正にキチンと対処していますか？会社の労務管理の基本は労働関連法令の遵守からです。労働法令の基礎的な知識を理解する機会として大分県労政福祉課の出前講座を利用してみませんか？

労働法令の新設・改正が続く

この数年、日本社会の経済状況や雇用構造が大きく変化しています。

この変化に応じて、労働関係法令も新しい法律の施行や既存の法令改正が次々と行われています。

<最近の主な労働法令の新設・改正>

- 平成19年 4 月 改正男女雇用機会均等法の施行
 - 平成20年 3 月 労働契約法施行
 - 平成20年 4 月 改正パートタイム労働法の施行
 - 平成22年 4 月 改正労働基準法の施行
 - 平成22年 6 月 改正育児介護休業法の施行
- また、労働現場に影響を与える制度改正も続いています。

<最近の主な制度改正>

- 平成22年 4 月 雇用保険加入対象の範囲拡大
- 平成22年 7 月 外国人実習生制度の改正
- 平成22年 7 月 外国人在留資格制度の改正
- 平成22年10月 雇用保険未加入者の遡及加入期間の拡大などがあります。

労働法令を理解して、適法な労務管理

労働法令は、その多くが会社に対して一定の枠組みを課すもので、就業規則の改正等が必要になる場合が多くあります。


したがって、事業主や労務管理者が法令改正を正確に理解し、就業規則の改正や現場での運用など適切な対応をしていかなければなりません。

<法令改正にともなう対応事項の例>

- セクシュアル・ハラスメントの防止対策の実施
- パートタイマーの均衡処遇
- 時間外労働の割増賃金率の変更
- 育児休暇の拡充、介護休暇の新設 など



(写真は平成22年度大分県商工会長研修会会長会議での出前講座)



目 次

- 特集『労働法令遵守』 P1
県の出前講座を利用しませんか
- 労働トピックス P3
- 労務管理アドバイス P5
- 県内の動き P6
- 労委だより P6
- 主要労働経済指標 P7
- 労働相談の窓口 P8

大分県最低賃金が改定されました

平成22年10月24日効力発生

643円(時間額)

特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

詳細サイト <http://www.saiteichingin.info/>

法令違反と労働相談

大分県労政福祉課に併設されている労政・相談情報センターでは労働相談を行っています。相談事例のうちで会社側の適法でない対応が原因のひとつと考えられる事例が多く見受けられます。

【労働相談の事例】

- 賃金が最低賃金を下回っている
- 時間外労働の賃金が払われていない
- 年次有給休暇を取れない
- いきなり解雇と言われた など

労使紛争を回避するためにも事業主や労務管理者の労働法令に関する正しい理解が必要です。

県労政福祉課の出前講座で職場研修

大分県労政福祉課では、事業団体や会社の研修会へ直接県職員が出かけて、労働法令に関する出前講座を実施しています。

出前講座の実施時期や内容は、主催者のご希望に応じて調整いたします。

費用は無料です。

【出前講座の実施内容の事例】

- 労働関係法令の基礎知識
- 最近の法令改正の内容
(労働基準法、育児介護休業法など)
- 労働相談事例からみた労務管理上の注意事項
- ワーク・ライフ・バランスの推進 など

学生・労働者向け出前講座も実施中

就職を予定する学生(大学・短大・専修学校)や高校生を対象に、「働き方のルール」について基礎的な知識に関する出前講座を実施しています。

これから社会に出て働く若者に職場や仕事の悩み、トラブルに対処する能力を身につける機会として利用いただければと考えています。

【学生向け出前講座の実施例】

- 労働法令の基礎知識
- 若年層の雇用状況
- 労働条件通知書について
- セクハラ、パワハラについて など



また、現在働いている方を対象にした出前講座も実施しています。労働相談の事例等も取りあげながら、仕事や職場での労働問題解決のための基礎的な知識を身につける機会に利用いただければと考えています。

【労働者向け出前講座の実施例】

- 労働法例の基礎知識
- 労働条件通知書について
- 採用・退職・解雇について
- 賃金、労働時間について など

出前講座の申込みはこちらへ

出前講座を希望される団体、企業、学校の方は、電話やFAXなどで、希望の日時、場所、対象者、講座の内容などを大分県労政福祉課労働相談・啓発班までご連絡ください。

◆連絡先◆ 大分県労政福祉課労働相談・啓発班
電話：097-506-3354
FAX：097-506-1827

出前講座での主な資料

▼ 使用者向け

使用者のための **ポイント労働法**

1 労働者を採用するとき

労働契約って何？

目次		
1	労働者を採用するとき	P1
2	賃金	P2
3	労働時間と休日・休暇	P3、4
4	退職と解雇	P5、6
5	労働契約	P7
6	閉ったときの相談窓口	P8

▼ 学生者向け

これから働く人が **知っておきたい「働き方のルール」(基礎編)**

これから働き始めるみなさん、基本的な「働き方のルール」を知っておくと、会社で役立つ時、会社や職場・仕事のことや悩んだ時、会社を辞めようと思った時、など困った時にきっと役立つと思います。

▼ 労働者向け

これだけは知っておこう **ポイント労働法**

大分県労政・相談情報センターでは、労務労働に関する相談に応じています。このなかで、賃金、労働時間や休日、解雇又は退職に関する相談が多く寄せられています。しかし、こうした相談のなかには労働法の知識があればトラブルを未然に防止できたのではというケースも見受けられます。そこで、大分県では、これから就職される方、現在働いている方を対象に労働法のポイントをまとめました。

1 会社に就職するとき

労働契約って何？

目次		
1	会社に就職するとき	P1
2	賃金	P2
3	労働時間と休日・休暇	P3、4
4	退職と解雇	P5、6
5	労働契約	P7
6	閉ったときの相談窓口	P8

県庁ホームページから

出前講座の資料をダウンロード!!

出前講座のテキストが県庁ホームページからPDFファイルでダウンロードできます。

大分県庁ホームページ内の[おいたの労働]から[労働教育トップページ]へ入り、<労働教育関連資料>からダウンロードできます。

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodokyoiku.html>

平成22年度 大分県永年勤続功労者顕彰

11月18日、大分県は、永年勤続功労者として22名の皆さんを顕彰しました。

この顕彰は、30年の永きにわたって職務に精励され、勤務成績が優良で他の模範となる方を対象に知事が顕彰するものです。



(顕彰受ける戸田春夫氏)

山本和徳県商工労働部長は「企業と大分県の産業発展に寄与していただいた皆さんに感謝いたします」とあいさつし、顕彰受賞者を代表して今吉商事株式会社の戸田春夫氏に表彰状及

び記念品を手渡しました。



(顕彰受賞者の皆さん 中央は山本部長)

受賞者

(敬称略)

吉野和男 (別府はとバス株式会社)
 森永サヨ子 (双葉マッサージ)
 河野喜久雄 (株式会社マキ産業)
 佐藤博己 (上田水道工業株式会社)
 尾藤勇 (日本暖房鉄工株式会社)
 二羽実 (日本フィルム株式会社)
 藤川隆 (小代築炉工業株式会社)
 兒玉邦博 (有限会社臼杵環境センター)
 関戸咲江 (有限会社出雲堂)
 神崎一利 (ニシジマ精機株式会社)
 原照子 (佐伯生コンクリート株式会社)

古沢歳治 (有限会社田部モータース)
 朝久英機 (日田時報紙器印刷株式会社)
 有富世記 (中央発条工業株式会社)
 佐藤幸治 (クンチョウ酒造株式会社)
 藤原武文 (株式会社川浪組)
 戸田春夫 (今吉商事株式会社)
 山下三喜男 (株式会社末宗組)
 林邦彦 (地方卸売市場株式会社高田魚市場)
 安部正大 (トヨタエルアンドエフ大分株式会社)
 西本政春 (株式会社三信建材社)
 小袋烈子 (日豊製袋工業株式会社)

厚生労働省委託事業 労働契約解説セミナー「安心」して「働く」ためのルール

正社員・派遣社員など様々な立場で就業している方や、今後就業を希望される方などを対象として、雇用される側(労働者)と雇用する側(使用者)をつなぐルールである「労働契約」について解説するセミナーです。

労働契約法・労働基準法で定められていることなど、労働者の皆様が安心して働くために知っておくべき重要なルールや、労働者・使用者それぞれの権利・義務などをわかりやすく解説いたします。

日程 平成23年2月24日(木)
 第1回 14時30分～15時45分
 第2回 18時00分～19時15分

会場 東京海上日動火災保険株式会社
 大分支店7階会議室

定員 各回50名・参加費無料 ※先着順
 申込先 FAX 03-3212-5272

メール rk2010.seminar@tokiorisk.co.jp

※申込用紙は、東京海上リスクコンサルティング株式会社のホームページからダウンロードできます。

<http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/etc20100809.html>

加入していますか？ 労働保険！

労働保険は、労災保険給付や失業給付、各種助成金等の事業を通じて、労働者の福祉の増進等を図ることを目的とした政府管掌の強制保険です。

したがって労働者を1人でも雇用している事業主の方は、個人・法人にかかわらず労働保険に加入する義務があります。

労働保険の加入手続きについては、最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所、大分労働局労働保険徴収室までお問い合わせください。

大分労働局総務部労働保険徴収室
 大分市東春日町17-20
 電話 097-536-7095

雇用保険の加入資格の拡大(平成22年4月1日から)

労働時間が短い人でも次の条件を2つとも満たせば雇用保険の加入資格があります。パートタイマー、契約社員、派遣労働者なども加入できます。

■1週間の労働時間が20時間以上

■31日以上続けて雇用される見込み

中退共制度で企業の魅力づくり、仕事への意欲づくり

中小企業のための退職金制度

中退共制度は、昭和34年に国の中小企業対策の一環として制定された「中小企業退職金共済法」に基づき設けられた中小企業のための国の退職金制度です。

中退共制度をご利用になれば、安全・確実・有利で、しかも管理が簡単な退職金制度が手軽に作れます。

この中退共制度は、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部(中退共)が運営しています。

建退共、清退共、林退共

特定の業種で働く人のための退職金共済制度があります。

- ◆建設業退職金共済制度(建退共)
建設現場で働く人たちのための退職金共済制度
- ◆清酒製造業退職金共済制度(清退共)
清酒製造業で働く人たちのための退職金共済制度
- ◆林業退職金共済制度(林退共)
林業で働く人たちのための退職金共済制度

会社が契約、従業員が受取人

建退共、清退共、林退共いずれも中小企業退職金共済法という法律に基づき創設され、勤労者退職金共済機構の各退職金共済事業本部がその運営にあっています。

事業主が中退共と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付します。*

(*)建退共では、機構が交付する共済手帳に労働者が働いた日数に応じ共済証紙を貼る方式です。

従業員が退職したときは、その従業員に中退共から退職金が直接支払われます。

中退金などの詳しい内容は以下のところへお問い合わせください。

詳しい内容は・・・

◆中小企業退職金共済事業本部

tel: 03-3436-0151

◆建設業退職金共済事業本部

tel: 03(5400)4316-4326

建退共大分県支部

〒870-0046 大分市荷揚町4-28 大分県建設会館

tel: 097(536)4800 fax: 097(534)5828

◆清酒製造業退職金共済事業本部

tel: 03(5400)4350

清退共大分支部

〒870-0818 大分市新春日町1-3-43大分県酒造組合内

tel: 097(543)9901

◆林業退職金共済事業本部

tel: 03(5400)4334

林退共大分支部

〒870-0844 大分市大字古国府字内山1337-20

大分県林業会館内(大分県森林組合連合会)

tel: 097(545)3500

県庁ホームページ「おいたの労働」にも関連ページ

県庁ホームページ内の「おいたの労働」→「労働福祉トップページ」で「退職金制度」に中退共などのページに入れます。

各制度の説明や、事業本部のホームページ、Q&Aへのリンクがありますので、関心のある方はご覧ください。

「おいたの労働」-「労働福祉トップページ」のアドレス

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodofukushi.html>

適格年金の移行期間が迫っています!!

適格退職年金制度は、平成24年4月1日以降は税制上の優遇措置が廃止されます。

引き続き、税制上の優遇措置を受けるためには、別の企業年金制度や中退金などへ移行する必要があります。

各退職金共済事業本部へお問い合わせを

県庁ホームページにも適格年金移行に関するページがあります。

「おいたの労働」→「労働福祉トップページ」

→「適格退職年金の移行について」をご覧ください。

移行先の年金制度の例

- 中小企業退職金共済制度
- 確定給付企業年金制度
- 確定拠出年金制度
- 厚生年金基金制度

適格年金移行は平成24年3月末までです。

移行措置はお早めに!!





【執筆】
特定社会保険労務士
轟 憲人
(轟社会保険
労務士事務所)

労務管理アドバイス 大分県社会保険労務士会

～従業員のメンタルヘルス対策について～

当社は、70名ほどの従業員を雇用するIT関連の業務を行っている会社です。

このたびメンタルヘルスに関する社内アンケートを実施したところ、50%ほどの社員がさまざまな要因から、心理的な不安を抱えていることが判明しました。

今後社内で、メンタルヘルス対策を進めたいと思いますが、どのような基準で取り組むべきでしょうか。

以前、こちらでもご紹介させて頂いたことと思いますが、今年10月に厚生労働省より、うつ病などの精神疾患に関する労災認定の迅速化に向けた検討が始まったことが報道されました。

具体的には、平成11年9月に公表された「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」（以下、指針といいます）という精神障害等の労災認定基準を改正することによって、現在労災の申請から決定（業務上または、業務外と判断されるまで）まで平均で8.7ヶ月かかっている期間の短縮を目指すというものです。

この指針は、平成21年4月に一度改正されていますが、近年の精神障害に係る労災請求件数の増加に対応するため、再びより簡素化（労災申請から平均6ヶ月

以内程度で決定）を目指して改正されることとなるようです。

現在、具体的に精神障害が労災であるか否かを判断するに当たっては、

- ①対象とされる精神障害を発症していること（心的外傷後ストレス障害等）
- ②発病前約6ヶ月の間に、客観的に「業務」による強い心理的負荷（ストレス）があったこと
- ③「業務」以外のストレスや個人の性格等によって発症したとは認められないこと

という3つの要件を満たした上で、業務によるストレスの程度、業務以外のストレスの程度、個人の性格等の評価を行って判断するとされています。



では、強い心理的負荷を感じるとされる業務上の出来事とはどのようなものかという点、

- ・達成困難なノルマを与えられた
- ・違法行為を強要された
- ・ハラスメントを受けた
- ・顧客等からのクレーム
- ・左遷

・退職強要等、聞けば納得、誰でもストレスと思われるような事柄から

- ・昇進、昇格した
- ・大きな説明会や公式の場での発表を命じられた
- ・仕事のO.A化が進んだ

などの一見すると大きなチャンスと思われるような事柄も、業務上のストレス要因として挙げられています。労災の認定判断基準となる事柄をすべて列挙することはできませんので、厚生労働省のHPなどでご確認ください。

もちろん、これらの項目についてすべての人が心理的な負荷とを感じるわけではなく、個人的な要素によってストレスと感じる人、感じない人がいたり、自分でも気づかないストレスというものがあると思われます。

会社の労務管理をする側としても、まさかというような要素が人によっては大きなストレスになってしまうという事があるわけです。

今後、定期健康診断などの場面で、メンタルヘルスチェックが必須項目となる安全衛生法の改正が近いうちに行われるとの報道もありましたが、労働者のメンタルヘルスに関する会社の配慮義務は重くなっていくことが確実視されていますので、できるだけ早めの対策をとられることをお勧めいたします。

TOPIX 県内の動き

自殺対策シンポジウム

9月26日、大分県と大分合同新聞社は、大分市内において大分県自殺対策シンポジウムを開催しました。

横浜労災病院勤労者メンタルヘルスセンター長の山本晴義氏が基調講演を行った後、寺尾岳大分大や学医学部精神神経医学講座教授や橋本祐輔豊後大野市長らのパネリストによるパネルディスカッションが行われました。

個別労働紛争 自主解決セミナー

10月14日、大分労働局は、大分市内において第3回個別労働紛争自主解決セミナー in OITAを開催しました。

セミナーでは、個別労働紛争解決制度等の運用状況報告や、大分紛争調整委員会委員の石井久子弁護士による「個別労働紛争の法律実務講座」の特別講演が行われました。

連合大分 県来年度予算各部局長協議

10月25日、26日の2日間、日本労働組合総連合会大分県連合会(連

合大分)は県庁において、今年8月に大分県知事に提出した「2011年度予算編成に関わる要請」に基づき、大分県各部局長との協議を行いました。



(協議に臨む連合大分参加者)

正しい 労働時間管理セミナー

10月27日、大分県社会保険労務士会は、大分市内において「正しい労働時間管理セミナー」を開催しました。

セミナーでは、特定社会保険労務士の埴貴夫氏による「残業代未払いのトラブルとその予防及び解決策」の講演が行われました。

連合大分 地方委員会

10月29日、連合大分は、第31回地方委員会を大分市内において開催しました。

はじめに嶋崎龍生会長は、最低

賃金アップの取り組み強化を訴えたほか、高卒就職後の短期離職者の問題について触れ、労働教育に取り組んでいくあいさつが行われました。

2010年度経過報告の後、議案審議では、2011年度の運動方針のほか、副会長職などでの役員交代及び選出が議決されました。

労福協 県来年度予算に関する要請

11月4日、大分県労働者福祉協議会(労福協：会長 嶋崎龍生)は県庁において、2011年度大分県当初予算に関わる要請及び意見交換会を行いました。

主な要請項目は、勤労者福祉の充実・強化として、多重債務対策やライフサポートセンター、中小企業勤労者福祉サービスセンター、ファミリーサポートセンターなどの充実・強化など。



(要請書を手渡す嶋崎会長：右)

労委だより 大分県労働委員会事務局

『悩まず どんとこい労働相談週間』実施状況

近年、派遣や請負などの雇用形態の多様化等を背景として、労働者と使用者との間に解雇、労働条件、賃金未払い等に関するトラブルが増加しています。

労使紛争を「あっせん」などにより公正中立な立場から解決するため、労働委員会では、通常の労働相談のほか年2回、土曜・日曜を含めた一週間、労働相談を集中的に受け、問題

解決の手助けを行っています。

平成22年度の第1回目の実施状況は以下のとおりです。

1 実施期間

10月25日(月)～31日(日)

〔平日は午後8時まで、土・日は午後5時まで〕

2 実施状況

【相談者数】

労働者33人、使用者0人、合計33人

【相談内容】

人事・経営10件、賃金等12件、労働条件等16件、その他11件、合計49件

☆通常の労働相談も、常時受け付けています。〔月～金：9時～17時〕

労働相談ダイヤル 097-536-3650

☆労働委員会のあっせん制度
労働委員会の公益、労働者、使用者の三者で構成されたあっせん員が、双方の主張を聞いて歩み寄りによる解決のお手伝いをします。

迅速・簡易・無料

平成22年9月～10月の概況

◎審査事件関係

種別	新規	8月から繰越	終結	11月へ繰越
不当労働行為事件	0	1	0	1
労働組合資格審査	0	1	0	1

※繰越：不当労働行為事件1件及び労働組合資格審査1件は保留中

◎調整事件関係

種別	新規	8月から繰越	終結	11月へ繰越
あっせん	3	2	4	1
調停	0	0	0	0
仲裁	0	0	0	0

◎個別労働関係紛争関係

種別	新規	8月から繰越	終結	11月へ繰越
あっせん	2	0	1	1

◎会議の開催

9月14日 第1461回定例総会 10月12日 第1463回定例総会
9月28日 第1462回定例総会 10月26日 第1464回定例総会

主要労働経済指標

項目 年月	賃金の動き						労働時間の動き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間(時間)		所定内労働時間(時間)		所定外労働時間(時間)	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
19年平均	377,731	316,296	299,782	256,612	77,949	59,684	154.2	157.8	140.8	144.8	13.4	13.0
20年平均	379,497	315,010	300,694	256,327	78,803	58,683	153.0	156.9	140.1	144.5	12.9	12.4
21年平均	355,223	302,082	288,478	249,729	66,745	52,353	147.3	155.0	136.4	143.3	10.9	11.7
21年 8月	299,397	254,535	287,510	247,815	11,887	6,720	144.5	154.1	133.9	141.8	10.9	12.3
9月	293,436	247,819	287,977	246,927	5,459	892	147.1	155.3	136.0	141.5	11.1	13.8
10月	295,889	250,015	289,525	248,149	6,364	1,866	149.7	156.7	138.0	143.1	11.7	13.6
11月	311,172	294,504	289,405	250,694	21,767	43,810	149.7	157.3	137.9	143.7	11.8	13.6
12月	655,229	508,776	289,841	248,227	365,388	260,549	148.0	156.9	135.9	143.6	12.1	13.3
22年 1月	298,773	247,272	288,045	244,631	10,728	2,641	140.9	152.2	129.4	138.4	11.5	13.8
2月	291,696	247,082	289,087	246,558	2,609	524	145.8	155.6	134.1	141.9	11.7	13.7
3月	307,518	258,237	292,031	250,915	15,487	7,322	151.8	163.2	139.5	148.9	12.3	14.3
4月	307,390	260,432	294,877	254,617	12,513	5,815	156.4	165.4	143.8	151.4	12.6	14.0
5月	298,267	256,149	289,191	251,668	9,076	4,481	143.1	152.9	131.4	139.7	11.7	13.2
6月	530,947	447,708	291,798	255,968	239,149	191,740	154.8	164.5	143.1	151.5	11.7	13.0
7月	415,675	344,234	291,141	255,180	23,880	89,054	154.8	162.0	142.8	148.0	12.0	14.0
8月	301,710	265,547	290,462	252,013	11,248	13,534	147.6	159.8	135.9	145.5	11.7	14.3
9月	297,282		291,076		6,206		150.5		138.6		11.9	
資料出所	(全国) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上) (大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)											

項目 年月	一般職業紹介状況(学卒除く。パート含む)				消費者物価指数(総合)17年=100		鉱工業生産指数(季調済)17年=100 ※年指数は原指数		1世帯当り(勤労者世帯)家計消費支出(円) 農林漁家世帯を含む	
	新規求人倍率(季節調整値)		月間有効求人倍率(季節調整値)		全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市
19年平均	1.52	1.48	1.04	1.03	100.3	100.3	107.4	112.1	323,459	309,661
20年平均	1.25	1.21	0.88	0.86	101.7	101.7	103.8	107.0	324,929	326,678
21年平均	0.79	0.81	0.47	0.48	100.3	101.2	80.5	91.7	317,195	263,929
8月	0.76	0.77	0.42	0.44	100.4	101.6	83.9	95.9	318,067	309,196
9月	0.79	0.80	0.43	0.45	100.4	101.2	85.7	101.4	301,796	247,025
10月	0.78	0.85	0.44	0.47	100.0	101.1	86.1	103.5	306,399	265,776
11月	0.80	0.78	0.45	0.43	99.8	100.8	88.0	103.3	303,564	347,830
12月	0.87	0.79	0.46	0.44	99.6	100.6	89.7	102.7	359,254	341,680
22年 1月	0.85	0.83	0.46	0.46	99.4	100.1	92.1	102.2	321,633	289,479
2月	0.84	0.80	0.47	0.49	99.3	100.1	93.7	103.0	285,211	254,432
3月	0.84	0.89	0.49	0.51	99.6	100.2	94.8	94.1	352,552	283,096
4月	0.88	0.95	0.48	0.53	99.6	99.8	96.0	95.8	331,621	266,326
5月	0.83	0.87	0.50	0.52	99.7	99.9	96.1	104.3	303,326	314,020
6月	0.88	0.92	0.52	0.55	99.7	99.7	95.0	94.8	297,809	257,062
7月	0.87	0.90	0.53	0.57	99.2	99.0	94.8	94.7	316,659	268,043
8月	0.88	0.85	0.54	0.56	99.5	99.5	94.3	98.3	323,758	326,406
9月	0.91	0.90	0.55	0.56	99.8	99.5	92.8		307,437	286,290
資料出所	厚生労働省	大分労働局	厚生労働省	大分労働局	総務省統計局「消費者物価指数」		経済産業省「鉱工業生産動向」	県統計調査課「鉱工業生産指数月報」	総務省統計局「家計調査」	

(注) ●*は速報値・空欄は未公表

●一般職業紹介状況の月次は季節調整値(平成20年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。年平均は原数値)

**大道陸橋
(一般国道210号:大分市)
全面通行止めのお知らせ!**



大道陸橋 全面通行止
撤去工事のため

平成23年1月17日～平成23年8月頃まで

大分県では、大分駅付近連続立体交差事業により日豊本線の高架工事を行っています。

これに伴い国道210号の大道陸橋を平成23年1月17日から平成23年8月頃まで全面通行止め(終日)にして撤去を行います。

大道陸橋の交通量は1日に約5万台と非常に多く、大分市内の渋滞が予想されます。大分市内の移動はできるだけJRやバスなどの公共交通機関をご利用ください。

また、お車での移動は周辺の幹線道路を迂回路としていますので、誘導案内に従ってご通行ください。

ご協力よろしく申し上げます。

問い合わせ先

大分県大分駅周辺総合整備事務所
TEL 097-545-5677



大分県労政・相談情報センター

労働相談専用電話

フリーダイヤル 0120-601-540
携帯・公衆電話用 097-532-3040

非正規雇用相談専用ホットライン 専用電話 097-506-3351



月～金曜日の毎日8:30～17:15(祝日、年末年始を除く) 大分市大手町3-1-1 県庁舎本館1F
◆労働問題全般の相談を受付けます ◆相談は来所または電話です
◆予約は不要、相談料は無料です ◆県職員が直接相談を受けますので秘密厳守です

★特別巡回労働相談★

県内各地で毎月1回 午後1時15分～午後4時15分
弁護士や社会保険労務士の直接相談

- 11月30日(火) 大分市 大分文化会館
- 12月22日(水) 佐伯市 県佐伯総合庁舎
- 1月14日(金) 大分市 大分文化会館

★労働なんでも相談★

県内各地で毎月1回
県職員の直接相談

- 12月10日(金)11時～15時 津久見市 津久見市役所
- 1月13日(木)11時～15時 竹田市 県竹田総合庁舎

「Web労働おいた」へのご意見・ご感想をお寄せください。

大分県商工労働部労政福祉課
〒870-8501大分市大手町3-1-1
TEL097-506-3354/FAX097-506-1827
E-mail:a14530@pref.oita.lg.jp



Web労働おいた

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodooita-0000.html>
おいたの労働
<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/>

携帯電話サイトのQRコード →

